

尾張旭市監査公表第21号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年2月12日付け6図第66号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 大島もえ

教育委員会図書館

監査の指摘事項	措置状況
<p>図書館において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和7年1月31日付け6市活号外市民活動課長発出）に記載のは正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。</p> <p>また、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。</p>
<p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第4条及び第5条）。</p> <p>同館は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これま</p>	<p>指摘事項について、事後調定から事前調定による歳入金収納を行うよう改めることとしたため、次回から適時適切な事務を行う。</p>

<p>で事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p> <p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>令和6年度図書館施設管理業務委託は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、備品ラベルの剥落や文字消え等の有無を点検整備し、台帳との突合を毎年実施できるよう体制を整え、適切な物品管理事務を行う。</p> <p>指摘事項について、尾張旭市契約規則に基づき、契約書に記載した条項に誤りがないか確認を徹底し、正しく記載した上で契約事務を適切に行う。</p>